

2026年度兵庫区こどもプロジェクト業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	(総額) 〇〇〇円(うち、消費税及び地方消費税相当額 〇〇〇円) (内訳) 契約締結後、乙の請求に基づき速やかに概算払。 検査終了後に清算する。ただし、〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税相当額 〇〇〇円)を上限とする。
精算を行う場合の方法	第6項のとおり
2 契約保証金（第3条関係）	免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	2026年4月1日から2027年3月31日
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	(精算) 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、別紙精算報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、検査結果に基づいた乙の請求書により精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号

甲 神戸市

契約担当者 兵庫区長 古 泉 泰 彦 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。